

七、賃金の平及災害事故に關する事項
 以上の諸項が大正十五年七月内各省を以て實施せられたのである
 然し現在工場法施行の狀態は労働契約の監督基本的規定等存する
 も實際は資本家が自己の生産を多量に而かも安價に出来しめんと
 し賃銀低廉たる少年工又は婦女子を多く雇ひ強制労働に依り搾取
 なし有害~~の~~の化學的作業に従事させ工場~~の~~の強制作業に従事せし
 められるかかる處に於ける職工の負傷疾病等に對して資本家共は
 極めて少額の手當を以て出勤禁止解雇等の責を労働者に與へる
 のみだ。かかる労働者は悉らく一生を悲慘なる犧牲に終つてしま
 ふのだ。
 かかる多くの實例を見るに工場法は労働者の身体の健康を維持す
 る爲め工場設備を監督して職工の危害救助と衛生上の損害の徹底
 的除去とを促し負傷疾病に對する資本家の負擔全期間の扶助等々

即ち現在の不完全なる工場法の徹底的改正要求運動を捲き起し全
 労働大家の怒濤の如き突進力を以て要求貫徹を期せんとするもの
 である。

- 一、臨時工を即時本工にしろ
- 二、退職後若干箇の増額
- 三、有害瓦斯散生する工場に對する徹底的取締
- 四、労働者の人数を同様す一切の工場に工場法を適用せよ
- 五、高世増、額増金の本額積入れ（衛生設備の完備）